景観形成基準チェックリスト

【県道豊見城糸満線沿道景観形成重点地区】

届出者		行為地	糸満市字糸満	
■糸満市原	虱景づくりの基本理念	■周辺景観の特徴・状況及び配慮事項		
誰もが住る 「糸満人の	ならではの風景を着実に「気づき、まもり み続けたくなる、訪れる人にとっては何度 の誇りとともに―ひかり(活性化)、みと を実現していきます。	でも訪れ	たくなるようなまちづくりを目指し、	

糸満市字糸満

行為地

・周辺景観の特徴、状況を具体的に記入し、それに対して考慮 したことを記入して下さい。

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項
①建築物・工作物	配置・高さ	■山巓毛からの眺望を阻害しない高さ・配置となるように努め、その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて、15m以下かつ4階以下とする。 ※以上の高さ制限については、公益上やむを得ない理由(津波避難ビル指定を前提とした計画など)又はその他市長が認める理由があると認められる場合で、高さ制限を緩和しても風景づくりの方針に則り良好な風景の形成を図ることができると認められる場合は、高さ制限の緩和を受けることができる。	申請者	
		■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。		
	意匠・素材	■山巓毛や白銀堂などの歴史環境や背景となる漁港の風景に配慮し、外壁に自然素材を 使用するなど、街なみに調和した風景を形成するように努める。		
		■建築物の屋根の形状については、赤瓦勾配屋根とし、寄棟を可能な限り採用する。		
	色彩	■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、5R~5Yで明度8以上、彩度2以下とする。		基調色 () / アクセントカラー () / 屋根の基調色 () / (
		■アクセントカラーについては、壁面の垂直投影面積の10%未満においてその限りではない。ただし一般住宅においては壁面の垂直投影面積の5%未満とする。		生化 ジ
	敷地・外構	■道路に面する塀などの外構部などの仕上げ材については、琉球石灰岩の相方積みもしくは切り石張りとするように努める。		
		■柵などを設置する際は、可能な限り道路境界線から後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。		
		■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装などによる修景に努める。		

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項
	敷地・外構	■玄関アプローチ部については、可能な限り琉球石灰岩切り石張りとする。		
		■隣地境界部に塀や柵を設置する場合は、圧迫感を与えない高さとするように努める。		
	緑化	■駐車場については周辺からの見え方に配慮し、道路境界付近への植栽、外周の生垣緑化に努める。		
		■道路境界部に生じる小スペースについては、積極的に緑化を図る。		
		■敷地面積に対して、緑地率で5%以上、もしくは緑被率で15%以上を確保するものとする。ただし、屋上緑化および壁面緑化はその対象としない。		緑地率(%) 緑被率(%)
	設備	■エアコンの室外機や給湯器などの設備機器類、またごみ集積場や倉庫などの付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。		
②開発行為	■擁壁については、周辺の風景と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。			
	■開発行為により生じた法面などについては、周辺の風景と調和した緑化などにより修景を行う。			
土及③ 地び土 変のそ地	■開発後の土地の形状が、周囲の風景と不調和にならないようにする。			
更形のの 状他開 のの墾	■造成につ	いては必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。		
④物件の堆積	■堆積物が	通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。		
⑤特定照明	用■地域の夜間の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。			

<記入方法>

- ・各形成基準の項目に対して、配慮できているかどうかを確認し、チェック欄の□にレ点を入れてください。
- ・配慮事項について各事項に関して景観上配慮した、または工夫したことについて記入してください。
- ・具体的な数値について未定の場合は、その旨を記入し、配慮事項を記入してください。